

疑似著作権について

2019年4月19日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. 定義

福井健策弁護士が提唱されている「理論的には著作権はないのだけれど、事実上著作権に近いような扱いを受けている（あるいは受けかねない）ケース」として紹介されている概念(*)。

権利者の言い分として正しい場合もありますが、基本的には上記のように法的根拠はない場面と考えてください。日本人は争いに巻き込まれることを嫌う気質があるため、疑似著作権を主張するものの言い分を受け入れる場合があり、これが疑似著作権なるものを増加させる一因ともなっているようです。

2. 主な具体例

①建築物の写真

著作権法第46条によれば、屋外の場所に恒常的に設置されている美術の著作物又は建築の著作物を写真撮影することは著作権侵害とはなりません。ただし美術の著作物の場合、販売目的で写真撮影をしたり、その写真を販売したりすると著作権侵害となります。

お寺等の重要文化財となっている美術的価値を有する建築物が典型例ですが、風景写真として知人に送ったり、撮影した写真をはがきに印刷することは問題とはなりません。また、重要文化財は③のパブリックドメインと化している場合も多く、その場合は上記第46条の適用と関係なく、利用が認められます。

②ペットの肖像権

肖像権は厳密には著作権法上の権利ではありませんが、人格権に関連するものとして無断で写真撮影をされない権利として認められているものです。肖像権は人格権としての側面の他、肖像を提供することで対価を得る財産権の側面を持ちます。そのような肖像を商業的に使用する権利を、とくにパブリシティ権と呼びます。

ペットは基本的に「物」扱いとなります。物のパブリシティ権については、いわゆるギヤロップレーサー事件最高裁判決（平成16年2月13日第二小法廷）により明確に否定されています。

ペットは人ではないため、人格権は認められず、肖像権の財産権の側面であるパブリシティ権も上記最高裁判決で否定されております。このため、ペットの肖像権は認められず、ペットのみを飼い主に無断で写真撮影しても権利侵害の問題は生じません。

③パブリックドメイン

著作権の存続期間が満了したものは、パブリックドメインとして誰もが自由に使用できます。ただし、著作者が生存する場合の著作者人格権や、著作者死亡後の人格的利益の保護には留意が必要です。

3. 参考になる事例

会社の業務において、このような疑似著作権に遭遇すると、担当者にとって非常に悩ましい問題ですが、以下は参考になる事例です。

A. 錦絵の写真転載事件（大阪地判平 27・9・24 平 27(ワ)731）

（1）事件の概要

原告の所有する著作権の保護期間が満了した錦絵の写真を利用した行為について、商慣習もしくは商慣習法違反を理由とする不法行為、所有権侵害を理由とする不法行為の成否などが争われた事例です。

（2）原告について

原告は、原告の祖父が蒐集した江戸時代及び明治時代に制作された錦絵及び肉筆絵巻約1万点を所蔵し、この所蔵品の写真映像・画像の使用・利用につき利用規定を定め、出版社・テレビ局などから申し込みがあった場合は、利用規定の遵守を条件に有償にて利用許諾し、その収益を得ていました。

（3）被告の行為について

被告は、講談社及び朝日新聞社発行の出版物に掲載された錦絵写真（原告の許諾を得て撮影されている）を、何らかの方法で複写又は撮影して、遅くとも平成13年から、その発行する教材に掲載しました。被告は、上記掲載につき、原告の許諾を得ていないし、対価を支払っていませんでした。

（4）裁判所の判断

被告の行為は有体物である錦絵の排他的支配権能をおかすものでないことは明らかであり、所有権侵害は問題となり得ないから、所有権侵害の主張はこの点で明らかに失当であるとされました。

原告所蔵品の映像は一般に入手可能であるのに、その利用のため、原告の定める利用規定に従って契約締結をするというのは、原告との紛争をあらかじめ回避して円滑に事業を遂行するため、原告の定める利用規定に従っている者もいるであろうことは容易に想像できるところであり（原告は、利用規定に従わずに原告所蔵品の映像等を利用した者に対する訴訟を複数回提起している）、その点をおいたとして、その対価の支払根拠は、結局、原告との合意に基づくことになるから、このような事実関係から、原告主張に係る商慣習又は商慣習法の存在を認めることはできないとして、原告の主張する商慣習又は商慣習法違反を理由とする不法行為も認められませんでした。

他にも争点がありましたが、原告の主張は全て認められませんでした。

（5）原告の訴えた同様の裁判

大阪地裁判決平成 16 年 9 月 28 日／平成 16 年（ワ）第 6772 号（確定）、大阪高裁平成 14 年（ネ）第 3824 号及び平成 15 年（ネ）第 516 号同附帯控訴事件（その後上告棄却により確定）とあるようですが、いずれも原告の請求は認められていないということです。

B. 顔真卿自書建中告身帖事件最高裁判決（最高裁昭和 59 年 1 月 20 日第二小法廷判決／昭和 58 年（オ）第 171 号）

「所有権は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の

著作物自体を直接排他的に支配する権能ではないと解するのが相当である。」したがって、著作権が消滅すれば、著作物は公有（パブリックドメイン）に帰し、著作者人格権を侵害しない限り自由利用となるのであるから、「著作権の消滅後に第三者が有体物としての美術の著作物の原作品に対する排他的支配権能をおかすことなく原作品の著作物の面を利用したとしても、右行為は、原作品の所有権を侵害するものではないというべきである。」と判示しています。

A. で挙げた判決は同最高裁判決に沿ったものといえます。

C. 著作物「ピーターラビットのおはなし」をめぐる「著作権に基づく差止請求権不存在確認請求事件」（大阪地裁平成 19 年 1 月 30 日 平成 17 年（ワ）12138 号）

「ピーターラビットのおはなし」の著作権は 2004 年 5 月 21 日をもって満了し、現在では消滅しています。

原告は、「その後も被告が被告ライセンス商品についていわゆる（C）表示など同絵柄（原画）について未だ著作権が存続しているかのような表示をライセンシーをして使用させ、需要者ないし取引者をして同絵柄の著作権が日本において未だ存続しているかのように誤認させる表示をしている」ため、「原告の取引先を始めとする第三者は、本件絵柄についても著作権侵害のおそれがあるのではないか」と思い、余計な紛争に巻き込まれることをおそれ原告と原告製品の取引を行わない。」と主張しました。

裁判所は、訴えの利益を認め、被告に著作権に基づく差止請求件がないことは明らかと認定しました。

4. 若干のコメント

3. Aで挙げた事件では、判決にあるように、原告の利用規定に従っている企業も、「原告との紛争をあらかじめ回避して円滑に事業を遂行するため」であり、従う必要性がないと考えながら従っている企業も多いものと思われます。確かに裁判費用を考えると利用規定に従う方が安くなることもあると思われますし、紛争に巻き込まれること自体を良くしなないということも理解できます。

企業の著作権担当者としては、利用規定に従う必要があるのか検討し、ないとしても争いにより生ずるコスト及び根拠のない費用は支払わないという断固たる姿勢を示すことのメリットなどを勘案したうえで判断すべきです。

また、著作権の制限規定（著作権法第30条～）に該当すると思われる行為について許諾や使用料を必要とするような利用規定についても、同様と考えます。

5. 関連記事

2018年11月26日、愛知県美術館が、「コレクション検索」において、国内外の20世紀美術や木村定三・藤井達吉両コレクションの情報を追加したほか、1,200件を超すパブリックドメインのコレクション画像を自由に使えるようにしたと発表しています(**)。

近年、アムステルダム国立美術館、米・メトロポリタン美術館、米・バーンズ財団、米・シカゴ美術館など、海外ではパブリックドメインとなった収蔵品の画像を、利用目的を問わず続々と無料で使えるようにしています。日本にもこの流れが及んできたということでしょうか。

ちなみに、従来は、有料または無料であっても利用の際は申請が必要で審査があったということだそうです。

(*) <https://www.kottolaw.com/column/000042.html>

(**) <http://current.ndl.go.jp/node/37102>

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

大阪法務部 : 武田 憲学 (大阪本部在籍)

東京法務部 : 森山 浩 (東京本部在籍)

TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)

TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)

E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>

< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>

< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>

< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。